

地区会行事費用支出ガイドライン

平成 18 年 10 月 26 日 制 定
平成 19 年 3 月 8 日一部改定
日本公認会計士協会近畿会

地区会行事を実施する場合の協会の費用負担については、柔軟に対応することとするが、一般に下記のガイドラインを設けることとする。

- 1 . 原則的取扱い
1 回の行事において協会が負担する額は、参加者 1 名当たり 3,000 円とし、それを超える部分についてはその 50%を負担する。
但し、参加者 1 名当たり 1 万円を上限とする。

- 2 . 例外的取扱い
下記の または のいずれか多い人数の要件を満たす場合は、正副会長会の承認を条件として協会が負担することを認めるものとする。
但し、1 名当たり 2 万円を上限とする。

対象となる地区会の会員の 5%以上の参加がある場合
参加者（家族友人等の非会員を除く）の人数が 10 名を超える場合

- 3 . 1 回の行事とは、連続して行う行事のことを指す。
例：ゴルフプレーとその後のゴルフ場での会食
旅行行事の中での飲食

- 4 . 共通で使用する会場費やテニスコート代等の施設利用費は上記ガイドラインの対象外とする。

- 5 . 補助申請をする場合は、「地区会活動費補助申請書」を作成し、地区会連絡部長、地区会連絡部担当副会長の承認を得る。なお、補助申請額（累計額）が 10 万円を超える場合は正副会長会の事前承認を得る。

- 6 . 地区会活性化の観点から必要に応じて見直すこととする。

以上